

実績報告書の提出方法は令和5年度6月分から「横浜市一時預かりWEB 予約システム」に変更となりました。

提出書類	提出期限	提出先
横浜市一時保育事業 助成金報告書兼請求書 (第1号様式)	翌月7日までに提出 メール(PDF)または郵送	こども青少年局 保育・教育給付課 TEL:045-671-0234
利用状況報告書・別表 (第3号様式・別表)	翌月7日までに提出 横浜市一時預かりWEB予約システム	
助成金差額内訳報告書 (第2号様式)	随時(市から助成金をお支払い後に 利用児童数の訂正等、差額が発生した 場合のみ提出)	
助成金差額(追加)請求書 (第6号様式)	ご提出済の実績報告内容の修正が必要と なりますので kd-ichiji@city.yokohama.jp へ 施設名、対象月、差額発生理由、 請求事務担当者様のご連絡先電話番号を 記載のうえ、メールでご連絡ください。	
挙証資料 (減免・加算対象児童のみ。写しで可) 被保護世帯 「保護証明書」、「保護(開始)決定通知書」、 「生活保護費支給証」 市民税非課税世帯・ 市民税所得割合算額7万7,101円未満世帯 「市民税・県民税(非)課税証明書」 ひとり親世帯 「児童扶養手当証書」 「福祉医療証(ひとり親証)」 多胎児 「母子手帳」、「住民票」 障害児・医療的ケア児 「身体障害者手帳」、「愛の手帳(療育手帳)」、 「精神障害者保健福祉手帳」、 「障害児等受入加算適用決定通知」 特別支援児童 「障害福祉サービス受給者証」、 「障害児通所受給者証」	横浜市一時預かりWEB予約システムに アップロード 利用状況報告書別表(第3号様式別表) の「市外児童・利用料減免対象」/ 「障害児等受入加算」の列に、 該当する事由の番号/区分が表示されて いるか、「報告書の提出」ボタンを押して いただく前に、ご確認をお願いいたしま す。	

一時保育の助成金は、原則毎月の実績に基づき、翌月末の支給となります。
 毎翌月7日までに「横浜市一時預かりWEB予約システム」を通じて提出します。
 ※提出の遅延（記載不備による再提出含む）により、翌々月以降の支給になる場合もあります。

利用実績が0人または請求額が0円の場合でも、毎翌月7日までに
 横浜市一時預かりWEB予約システムの「報告書の提出」ボタンを必ず押してください。
 ただし、報告書兼請求書（PDF）のメール（または郵送）は不要です。

○ 提出の手順

- ①横浜市WEB予約システムに利用実績を入力し、「報告書の提出」ボタンを押す。
 （従来ご利用いただいていた、横浜市電子申請システムでの提出は不要です。）
- ②助成金の請求がある場合は、請求書をPDF形式で添付し、メールで提出します。
 （委任がある場合は、押印のうえ郵送で提出します。）

○ 助成金報告書兼請求書の提出先

【メールの場合】 施設所在区ごとの提出先アドレスにご提出ください。

- ・メール件名、PDFの名前を【施設所在区】施設名（〇月分）としてください。
 <例：【中区】よこはま保育園（6月分）>
- ・PDFにはパスワード（14100 から始まる 13 桁の施設事業所番号）を設定してください。

鶴見区	kd-ichiji-tsurumi@city.yokohama.jp	金沢区	kd-ichiji-kanazawa@city.yokohama.jp
神奈川区	kd-ichiji-kanagawa@city.yokohama.jp	港北区	kd-ichiji-kohoku@city.yokohama.jp
西区	kd-ichiji-nishi@city.yokohama.jp	緑区	kd-ichiji-midori@city.yokohama.jp
中区	kd-ichiji-naka@city.yokohama.jp	青葉区	kd-ichiji-aoba@city.yokohama.jp
南区	kd-ichiji-minami@city.yokohama.jp	都筑区	kd-ichiji-tsuzuki@city.yokohama.jp
港南区	kd-ichiji-konan@city.yokohama.jp	泉区	kd-ichiji-izumi@city.yokohama.jp
保土ヶ谷区	kd-ichiji-hodogaya@city.yokohama.jp	栄区	kd-ichiji-sakae@city.yokohama.jp
旭区	kd-ichiji-asahi@city.yokohama.jp	戸塚区	kd-ichiji-totsuka@city.yokohama.jp
磯子区	kd-ichiji-isogo@city.yokohama.jp	瀬谷区	kd-ichiji-seya@city.yokohama.jp

【郵送の場合】 （市庁舎ではありません）

〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9階

横浜市こども青少年局 保育・教育給付課 一時保育助成金担当 宛